

## 国民健康保険（国保）ご加入の皆さんへのお知らせ

### 保険証について

#### ●新しい保険証を送付します

7月中に新しい保険証（うぐいす色）を郵送しますので、8月1日からお使いください。70歳～74歳の方の保険証は高齢受給者証と一体になっており、一部負担割合（医療機関での窓口負担割合）が記載されます。保険証の窓口交付をご希望の世帯には、医療保険課、田沼・葛生の各行政センターでお渡しします。7月9日（金）までに医療保険課へ電話で申し込み、7月15日（木）から30日（金）までに、印鑑（インク浸透式印不可）とお持ちの世帯全員分の保険証を持ってお越しください。

### 保険税の納付について

#### ●令和3年度の納税通知書は、7月15日（木）に発送します

第1期の納期限は8月2日（月）です。忘れずにご納付願います。保険税を特別な事情もなく滞納すると、保険証から資格証明書などへの切り替えや、保険給付が一時差止めとなる場合があります。

また、世帯の所得が一定の金額以下の場合、税の軽減措置があります。収入のない場合でも世帯主と国保加入者全員の申告を必ずお願いします。

納付は、納め忘れや二重納付を防ぐことができる口座振替が、便利で確実です。納税通知書に同封の「口座振替依頼書」を金融機関に提出するほか、一部の銀行を除き市役所でも手続きできます。



■問合せ＝国保の制度、給付、保険証について  
保険税の計算について  
口座振替、納税相談について  
特定健康診査の内容、受付について

### 保険税の減免について

#### ●新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により一定の収入が減少した世帯においては、申請により国民健康保険税が減免となる場合があります。納税通知書に案内を同封しますのでご確認ください。

### 限度額適用認定証について

#### ●医療費が高額になる場合は事前に認定証の申請をしてください

限度額適用認定証を医療機関で提示することで、ひと月の窓口での負担額が一定額までとなるほか、入院中の食事代が減額となる場合があります。現在交付されている認定証の有効期限は7月末日です。8月以降も必要な方は7月16日（金）から更新の手続きができます。

※保険税を滞納していない世帯の方が対象です

■①保険証②世帯主および適用対象者のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカードまたは通知カード）③窓口に来る方の本人確認書類をお持ちの上、医療保険課、田沼・葛生の各行政センターへ

### 特定健診について

#### ●無料の「特定健診」で健康チェック！

40歳～74歳の国民健康保険加入者に対し、生活習慣病の兆候を発見する検査（特定健診）を実施しています。生活習慣病は気付かないうちに病状が進行します。早期発見・早期治療のために、年に1回「特定健診」を受診しましょう。また、がん検診も受診しましょう。

医療保険課国保係 ☎(20)3024  
市民税課税政係 ☎(20)3007  
収納課 ☎(20)3010  
健康増進課成人保健係 ☎(24)5770

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### 保険証について

- **新しい保険証を発送します**  
現在使用している後期高齢者医療被保険者証は7月31日(土)が有効期限です。  
7月下旬に新しい保険証を発送しますので、8月1日(日)からは新しい保険証を使用してください。

### 保険料の納付について

- **保険料の通知書を発送します**  
お手元に届きましたら内容をご確認ください。納付書または口座振替払(普通徴収)の方には7月15日(木)の発送、年金天引き(特別徴収)の方には7月30日(金)の発送になります。納付書払の方は納期内納付を、口座振替の方は口座残高の確認をお願いします。



### 保険料の減免について

- **新型コロナウイルス感染症に伴う後期高齢者医療保険料の減免について**  
新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主の収入が減少した被保険者などについては、申請により後期高齢者医療保険料が減免になる場合があります。ご相談、お問合せは医療保険課までご連絡ください。

### 限度額適用認定証について

- **減額認定証の更新と限度額認定証について**  
世帯の全員が住民税非課税の場合は、診療時に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまり、入院時の食事代も減額になります。  
また、負担割合が3割の方は、所得の区分により「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまります。該当する方は、医療保険課または、田沼・葛生行政センターで申請してください。  
※①過去に認定証の交付を受けたことがあり、令和3年度該当の方については、保険証に同封してお送りします  
②国民健康保険で該当になっていた方でも、新たに手続きが必要となります

### 令和3年度後期高齢者医療保険料の決まり方

<b>年保険料額</b> (最大で64万円)	=	<b>均等割額</b> (43,200円)	+	<b>所得割額</b> (賦課の基となる所得金額(※)×8.54%)
---------------------------	---	--------------------------	---	---------------------------------------

※賦課の基となる所得金額：総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額

#### 【均等割額の軽減】

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が基準額を超えない場合、均等割額が軽減されます。

#### 【被用者保険の被扶養者だった方の軽減】

制度加入時から2年間、均等割額が5割軽減されます(所得割額はかかりません)。  
なお、【均等割額の軽減】の7割軽減に該当する場合はそちらが優先されます。

#### ■ 問合せ =

後期高齢者医療制度の資格・給付・保険料計算について 医療保険課長寿医療係 ☎(20)3024  
後期高齢者医療保険料の口座振替・納付について 介護保険課保険料係 ☎(20)3022

